

## 東京都における消費税に係る取扱いについて

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の公布に伴い、消費税法（昭和63年法律第108号）の一部が改正（以下「改正消費税法」という。）され、平成26年4月1日以降、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の率は、8%が適用されます。

東京都が発注する工事請負及び測量、地質調査、設計等の業務委託並びに賃貸借契約等における消費税及び消費税率の改正に伴う契約変更については、以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせいたします。

### I 共通

- 1 平成26年4月1日以降に締結する契約については、消費税率8%が適用されます。
  - ・ 平成26年3月31日以前に契約手続きを行い、契約日が平成26年4月1日以降となる場合も8%が適用されます。
  - ・ 予定価格は、消費税率8%で算出します。
- 2 平成8年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結した契約で、完成及び引渡しが行われたものについては、消費税率5%が適用されます。
  - ・ 設計変更等に伴う契約変更により増額となっても5%適用となります。
  - ・ 平成26年3月31日以前に、一部しゅん功による部分引渡しがある場合は、その部分に消費税率5%が適用されます。
- 3 平成26年3月31日までに契約を締結し、平成26年4月1日以降も引き続き履行される契約で、改正消費税法附則に規定する経過措置が適用されずに平成26年4月1日以降、消費税率8%が適用されるものは、原則として契約変更の対象となります。

### II 工事請負及び製造の請負並びにその他消費税法施行令（平成25年政令第56号）第4条第5項に規定する測量、地質調査、工事の施工に関する調査、監理、設計等の業務委託（改正消費税法附則第5条第3項が適用されるもの）

- 1 平成25年9月30日以前に締結した契約で、完成及び引渡しが行われたものについては、消費税率が5%となります。

ただし、平成25年10月1日以降に設計変更等に伴う契約変更により

増額となるものは、増額した部分に消費税率8%が適用されるので、契約変更の対象となります。

2 平成25年9月30日以前に締結した契約で、当初の工期等が平成26年3月31日以前のもので、設計変更等により契約金額が増額となり、工期等が平成26年4月1日以降に延長となるものについては、増額した部分に消費税率8%が適用されます。この場合は、契約変更の対象となります。

ただし、工期等の延長が受注者の責めによらない場合のみ、消費税率を8%に契約変更します。

### Ⅲ 工事請負契約、製造の請負（改正消費税法附則第7条第1項が適用されるもの）

平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結した契約で、完成及び引渡しが平成26年4月1日以降のものについては、消費税率8%が適用されます。

- 消費税率については5%で契約を締結しますが、原則として平成26年4月1日以降、消費税率を8%とする契約変更を行います。
- 消費税法附則第7条第1項が適用される部分については、消費税率5%が適用されるので、契約変更の対象にはなりません。

なお、平成25年10月1日以降に締結した契約で、当初の工期等が平成26年3月31日以前のもので、契約変更により平成26年4月1日以降に延長した場合は、これらと同様の取扱いとなります。

ただし、工期等の延長が受注者の責めによらない場合のみ、消費税率を8%に契約変更します。

### Ⅳ 賃貸借契約（所得税法又は法人税法上、売買（資産の譲渡）として取り扱われるリース取引を除く。）

1 平成25年9月30日までに締結し、平成26年3月31日までに引渡しを行った契約で、改正消費税法附則第5条第4項が適用されるものについては、契約金額の変更がない限り、平成26年4月1日以降も消費税率5%が適用されるので、契約変更は行いません。

2 平成25年9月30日までに締結された契約で、改正消費税法附則第5条第4項が適用されない契約及び平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間に締結した契約については、平成26年4月1日以降は消費税率8%が適用されるので、消費税率5%で締結した契約は、契約変更の対象となります。

消費税の詳細な取扱いについては、国税庁のホームページをご覧ください。